

○越谷市屋外広告物条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市屋外広告物条例（平成 26 年条例第 96 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める博物館、美術館及び病院)

第 2 条 条例第 4 条第 12 号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地とする。

(表示又は設置の許可申請等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（第 1 号様式）正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真

(2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

(3) 既設の物件にあっては、提出する日前 3 月以内に作成した屋外広告物等点検報告書（第 2 号様式）（条例第 18 条の 2 第 1 項ただし書に該当する場合を除く。）

(4) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し

(5) 条例第18条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合は、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の許可申請が、貼り紙、貼り札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、条例第7条第1項の許可をするか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可地域等の許可基準)

第4条 条例第7条第2項本文の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 地色に赤及び黄の原色並びに黒色を使用していないこと。

(2) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。

(3) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

(4) 裏面及び側面が美観を損なわないものであること。

(5) 光源が点滅する広告物又は掲出物件については、道路上に突き出さないこと。

(適用除外の基準)

第5条 条例第8条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号、同条第6項並びに同条第7項に規定する規則で定める基準は、前条各号に掲げるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

(適用除外の許可申請)

第6条 条例第8条第5項第1号から第3号までに掲げる広告物又は掲出

物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正本及び副本に、それぞれ第3条第1項各号に掲げる書類等（条例第18条の2第1項ただし書に該当する場合にあっては、第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類等）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第5項第4号又は第5号に掲げる広告物又は掲出物件に係る同項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 第3条第1項各号に掲げる書類等（条例第18条の2第1項ただし書に該当する場合にあっては、第3条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる書類等）

（2） 条例第8条第5項第4号又は第5号に掲げる広告物又は掲出物件に該当することを証する書類等

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、同項の許可をするか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（規則で定める公益上必要な施設又は物件等）

第6条の2 条例第8条第5項第4号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、案内図板、公共掲示板、バス停上屋その他これらに類するものとする。

2 条例第8条第5項第5号の規則で定める地域における公共的な取組は、次に掲げるものとする。

（1） 道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理

（2） 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理

（3） 防犯又は防災活動

（4） 地域の活性化等に資する催し物

(5) その他市長が認めるもの

(適用除外の許可基準)

第7条 条例第11条第1項の許可の基準については、第4条各号に掲げるもののほか、別表第3に定めるとおりとする。

(許可期間の基準)

第8条 条例第12条第1項の規定により許可の期間を定める場合は、別表第4に定める基準によるものとする。

(許可期間更新の申請等)

第9条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書（第3号様式）正本及び副本に次に掲げる書類等（第14条の4に規定する広告物又は掲出物件にあっては、第1号に掲げる書類等）を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第4号に掲げる書類等

(2) 屋外広告物等点検報告書

(3) 点検者が屋外広告士又は第14条の3各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第12条第3項の規定により許可の期間を更新するか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(変更又は改造の許可申請等)

第10条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書（第4号様式）正本及び副本に、第3条第1項第2号に掲げる書類等及び屋外広告物等点検報告書（変更又は改造が、表示する広告物のみに係る場合を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第13条第1項の

許可をするか否かを決定し、その旨を記載した当該申請書の副本を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第 1 1 条 条例第 1 3 条第 1 項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠、又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り替えること。

(2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

(許可の証票及び押印の様式)

第 1 2 条 条例第 1 4 条第 1 項の規則で定める許可の証票は、第 5 号様式のとおりとする。

2 条例第 1 4 条第 1 項の規則で定める許可の押印は、第 6 号様式のとおりとする。

(国等の特例)

第 1 3 条 条例第 1 5 条の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの

(2) 表示し、又は設置しようとする期間が 1 年を超えるもの

(3) 上端の高さが地上から 1 0 メートルを超え、又は表示面積が 1 0 平方メートルを超えるもの

(管理者の設置に係る基準)

第 1 4 条 条例第 1 8 条第 2 項の規則で定める基準は、上端の高さが地上から 4 メートル以下であることとする。

(点検項目)

第 1 4 条の 2 条例第 1 8 条の 2 第 1 項の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、

支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告版の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について実施するものとする。

(点検を実施する者)

第14条の3 条例第18条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第41条第1項第2号から第5号までに掲げる者
- (2) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、広告物又は掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

(点検の適用除外)

第14条の4 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件とする。

- (1) 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕(つり下げを含む。)、置き看板、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物
- (2) 条例第8条第1項、第2項及び第6項に掲げる広告物又は掲出物件で、法令の規定により条例第18条の2第1項の点検と同程度の点検を実施することとされているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が条例第18条の2第1項の点検の必要がないと認めるもの

(点検結果の提出)

第14条の5 条例第18条の2第2項の規定による点検の結果の提出は、屋外広告物等点検報告書により行うものとする。この場合において、当該報告書には、当該点検をした広告物又は掲出物件の状況を知り得る写真を添付するものとする。

2 前項の報告書は、条例第18条第2項の規定により管理する者が置か

れているときは、その者が点検し、作成するものとする。

（除却の届出）

第 15 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物等除却届（第 7 号様式）を市長に提出して行うものとする。

（公示の方法等）

第 16 条 条例第 22 条第 3 項の規定による保管した広告物又は掲出物件の一覧簿の様式は、第 8 号様式のとおりとする。

2 条例第 22 条第 3 項の規則で定める場所は、都市整備部都市計画課とする。

（返還の手続）

第 17 条 市長は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第 3 項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、屋外広告物等受領書（第 9 号様式）と引換えに返還するものとする。

（広告物を表示する者等に対する立入検査における身分を示す証明書）

第 18 条 条例第 27 条第 2 項の証明書の様式は、第 10 号様式のとおりとする。

（管理者等の届出）

第 19 条 条例第 29 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置・廃止届（第 11 号様式）を市長に提出して行うものとする。この場合において、条例第 18 条第 2 項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、同条第 3 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

2 条例第29条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者（管理者）変更届（第12号様式）を市長に提出して行うものとする。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 条例第29条第3項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者（管理者）氏名・名称・住所変更届（第13号様式）を市長に提出して行うものとする。

4 条例第29条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届（第14号様式）を市長に提出して行うものとする。

（許可手数料の減免）

第19条の2 条例第31条第2項の規定により手数料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

（1） 市長が条例第8条第5項第4号又は第5号に掲げる広告物又は掲出物件について、第3条第1項又は第9条第1項の規定による申請をする場合 100分の100

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合 市長が相当と認める割合

（更新の登録）

第20条 条例第32条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに当該更新の登録に係る申請をしなければならない。

（登録申請書の様式）

第21条 条例第33条第1項に規定する申請書の様式は、第15号様式のとおりとする。

（登録申請書の添付書類）

第22条 条例第33条第2項（条例第36条第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の様式は、第16号様式のとおりとする。

2 条例第33条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）、個人であって営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が、条例第35条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(2) 業務主任者が条例第41条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(3) 法人である場合にあっては、登記事項証明書

(4) 個人である場合にあっては、登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書類として市長が相当と認めるもの

(5) 業務主任者の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）又はこれに代わる書類として市長が相当と認めるもの

3 前項第1号に規定する書面の様式は、第17号様式又は第18号様式のとおりとする。

（屋外広告業者登録簿）

第23条 条例第34条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第33条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

2 条例第34条第1項の屋外広告業者登録簿の様式は、第19号様式のとおりとする。

（登録の通知）

第24条 条例第34条第2項の規定による登録の通知は、屋外広告業登録通知書（第20号様式）により行うものとする。

（変更の届出）

第25条 条例第36条第1項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第21号様式）により行わなければならない。

2 第22条第1項の規定は、条例第36条第3項において準用する条例第33条第2項に規定する書面について準用する。

3 条例第36条第3項において準用する条例第33条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 条例第33条第1項第1号に掲げる事項の変更 第22条第2項第3号又は第4号の書類

（2） 条例第33条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 第22条第2項第3号の書類

（3） 条例第33条第1項第3号に掲げる事項の変更 第22条第2項第1号及び第3号の書類

（4） 条例第33条第1項第4号に掲げる事項の変更 第22条第2項第1号又は第4号の書類

（5） 条例第33条第1項第5号に掲げる事項の変更 第22条第2項第2号及び第5号の書類

（廃業等の届出）

第26条 条例第38条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（第22号様式）により行わなければならない。

（講習会等）

第27条 条例第40条第1項に規定する講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 広告物及び掲出物件に関する法令

- (2) 広告物及び掲出物件の表示の方法
 - (3) 広告物及び掲出物件の施工について必要な知識及び技能
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その者の申請に基づき前項第3号に規定する事項に係る講習を免除することができる。
- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品の製造又は取付けに係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- 3 講習会を受けようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項に規定する申請をしようとする者は、前項の申込書にその旨を記載し、第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付して、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の申込書の提出があった場合において、講習会を受けさせることを決定したときは、屋外広告物等講習会受講票（第24号様式）を当該申込書を提出した者に対して交付するものとする。
- 6 市長は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物等講習会修了証書（第25号様式）を交付するものとする。
- 7 講習会の開催の期日、場所その他講習会の開催に必要な事項は、その都度市長が定める。

(業務主任者の資格の認定)

第 28 条 条例第 41 条第 1 項第 5 号の規定による認定は、申請に基づき、次に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

(1) 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者として、申請の日において通算 5 年以上の経験を有すること。

(2) 申請の日前 5 年間に広告物に関する法令に違反したことがないこと。

2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付した業務主任者資格認定申請書(第 26 号様式)を市長に提出して行うものとする。

(1) 履歴書

(2) 住民票抄本

(3) 前項第 1 号の要件を満たす者であることを証する書面

3 市長は、第 1 項の認定をしたときは、当該認定に係る者に対して、業務主任者資格認定証(第 27 号様式)を交付するものとする。

(標識の記載事項等)

第 29 条 条例第 42 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名又は名称

(2) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

(3) 登録番号

(4) 登録年月日

(5) 営業所の名称

(6) 業務主任者の氏名

2 条例第 42 条に規定する標識は、第 28 号様式のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第 30 条 条例第 43 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 注文者(屋外広告業者に広告物の表示又は掲出物件の設置を委

託する者をいう。)の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

(3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

(4) 表示又は設置の年月日

(5) 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもの(以下「ファイル等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって条例第43条の帳簿(以下「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 帳簿(前項の規定により記録が行われたファイル等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 帳簿は各事業年度の末日をもって閉鎖し、営業所ごとに閉鎖後5年間保存しなければならない。

(みなし登録業者に係る届出)

第31条 条例第45条第2項前段の規定による届出は、特例屋外広告業届出書(第29号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号)第23条第1項又は第3項の登録を受けたことを証する書類

(2) 第22条第2項第2号に掲げる書類

2 市長は、前項の届出に係る事項を屋外広告業者登録簿に記載したときは、当該届出を行った者に対し、特例屋外広告業登録通知書(第30号様式)により通知するものとする。

(みなし登録業者に係る変更の届出)

第 3 2 条 条例第 4 5 条第 2 項後段の規定による変更の届出は、特例屋外
広告業変更届出書（第 3 1 号様式）により行うものとする。この場合に
おいて、当該変更が本市の区域を営業区域とする営業所ごとに置かれる
業務主任者の変更であるときは、第 2 2 条第 2 項第 2 号に掲げる書類を
添付しなければならない。

（みなし登録業者に係る廃止の届出）

第 3 3 条 条例第 4 5 条第 2 項後段の規定による廃止の届出は、特例屋外
広告業廃止届出書（第 3 2 号様式）により行うものとする。

（みなし登録業者に係る屋外広告業登録簿の記載事項）

第 3 4 条 条例第 4 5 条第 3 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

- （1） 条例第 3 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項
- （2） 登録年月日
- （3） 登録番号

（屋外広告業者監督処分簿の記載事項等）

第 3 5 条 条例第 4 6 条第 1 項の屋外広告業者監督処分簿の様式は、第 3
3 号様式のとおりとする。

2 条例第 4 6 条第 1 項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧は、
都市整備部都市計画課で行うものとする。

3 条例第 4 6 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 当該処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあって
は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地）
- （2） 処分の原因となった事実
- （3） 罰則等の適用状況及び処分の期間
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項

（屋外広告業者に対する立入検査における身分を示す証明書）

第 3 6 条 条例第 4 7 条第 2 項の証明書の様式は、第 3 4 号様式のとおり

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条及び第 28 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に埼玉県屋外広告物条例施行規則（昭和 50 年埼玉県規則第 53 号）の規定に基づいてなされた手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年規則第 1 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 41 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 9 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 55 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 4 条関係）

広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準

広告の種類	基準
-------	----

建築物利用広告	屋上を利用するもの	1 木造建築物を利用する場合 (1) 表示面積は10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は壁面面積（開口部を含む。以下同じ。）の10分の1以下であること。ただし、壁面面積の10分の1が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面を利用するもの	1 表示面積は、一面の壁面につき、その壁面面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた

		近隣商業地域及び商業地域にあつては10分の3以下であること。 2 建築物の3階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突き出すもの	1 上端の高さは壁面の高さ以下であること。 2 壁面からの突き出し幅は1.2メートル以下であること。 3 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
建築物から独立した広告	都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域	1 表示面積は10平方メートル以下であること。ただし、自家広告（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）にあつては60平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこ

		と。ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあっては路面から３メートル以上、車道上にあっては路面から４．５メートル以上であること。
	都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められていない土地の区域	１ 表示面積は１０平方メートル以下であること。ただし、自家広告にあっては６０平方メートル以下であること。 ２ 上端の高さは地上から１０メートル以下であること。 ３ 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあっては路面から３メートル以上、車道上にあっては路面から４．５メートル以上であること。 ４ 使用されている色のうち面積が最大のものの彩度（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）に基づく日本産業規格Ｚ８７２１に規定する彩度の表示方法によるものをいう。）が６を超えないこと。ただし、自家広告については、この限りでない。

掛看板	1 表示面積は 2 平方メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては路面から 3 メートル以上、車道上にあっては路面から 4. 5 メートル以上であること。
広告幕（つり下げを含む。）	1 長さが 1. 5 メートル以下で、かつ、幅が 1. 2 メートル以下であること。 2 道路上における下端の高さは、路面から 5 メートル以上であること。
広告旗	1 表示面は縦の長さが 1. 8 メートル以下で、かつ、幅が 0. 6 メートル以下であること。 2 高さは 3 メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。 4 表示する者の連絡先が明示されていること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告	袖付広告 1 縦の長さが 1. 2 メートル以下で、かつ、突き出し幅が 0. 6 メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては路面から 3 メートル以上、車道

		上にあつては路面から４．５メートル以上であること。 ３ 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱その他これらに類するものに取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告	上端の高さが地上から３．２メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から１．２メートル以上であること。
貼り紙、貼り札及び立看板		１ 表示面積が、貼り紙又は貼り札にあつては１平方メートル以下、立看板にあつては縦の長さ（脚部を含む。）が１．８メートル以下で、かつ、幅が０．６メートル以下であること。 ２ 貼り札又は立看板には表示する者の連絡先が明示されていること。
アドバルーン		１ 気球部分の直径は３メートル以下であること。 ２ 広告幕（網を含む。）の長さが１５メートル以下で、かつ、幅が１．５メートル以下であること。 ３ 上端の高さは地上から４５メー

	トル以下であること。
アーチ利用広告	1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつては路面から 5.5メートル以下、車道上にあつては路面から 7.5メートル以下であること。 2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつては路面から 3.5メートル以上、車道上にあつては路面から 5メートル以上であること。 3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から 3メートル以下、その下端の高さは地上から 1.2メートル以上であること。
標識利用広告	表示面積は 0.5 平方メートル以下であること。
自動車利用広告	次のいずれかに該当するものであること。 1 広告宣伝用自動車を利用するもの 2 1 以外のもので、表示面積が各側部にあつては 1 平方メートル以

	下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの
--	---------------------------

別表第2（第5条関係）

1 条例第8条第2項第1号の基準

表示又は設置の場所	自家広告の種類		基準
禁止地域等 （条例第4条各号に掲げる地域又は場所をいう。）	建築物利用 広告	屋上を利用するもの	1 表示面積は5平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から10メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。 4 広告物自体の高さは2メートル以下であること。
		壁面を利用するもの	1 表示面積は10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは軒高以下であること。 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
		突き出すもの	1 表示面積は3平方メートル以下であること。 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。

		3 壁面からの突き出し幅は 1 メートル以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
建造物から独立した広告		1 表示面積は 5 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から 7 メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置基数は 3 基以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
広告幕（つり下げを含む。）		長さが 10 メートル以下で、かつ、幅が 1 メートル以下であること。
広告旗		1 表示面は縦の長さが 1.8 メートル以下で、かつ幅が 0.6 メートル以下であること。 2 高さは 3 メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
掛看板		表示面積は 1 平方メートル以下であること。
貼り紙、貼り札及び立看板		1 表示面積が、貼り紙又は貼り

			札にあっては1平方メートル以下、立看板にあっては縦の長さ（脚部を含む。）が1.8メートル以下で、かつ幅が0.6メートル以下であること。 2 道路上に突き出していないこと。
禁止地域等以外（条例第7条第1項に規定する地域又は場所をいう。）	建築物利用広告	屋上を利用するもの	1 木造建築物を利用する場合 （1） 表示面積は10平方メートル以下であること。 （2） 上端の高さは地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合 （1） 表示面積は壁面面積の10分の1以下であること。ただし、壁面面積の10分の1が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル以下であること。 （2） 上端の高さは地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないと

		きは、地上から 12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面を利用するもの	1 表示面積は、一面の壁面につきその壁面面積（開口部を含む）の 5 分の 1 以下であること。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあつては 10 分の 3 以下であること。 2 建築物の 3 階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突き出すものの	1 上端の高さが壁面の高さ以下であること。 2 壁面からの突き出し幅は 1.2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
	建造物から独立した広告	1 表示面積は 10 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から 10メートル以下であること。

	3 自己の住所、事業所等における設置基数は4基以下であること。 4 道路上に突き出していないこと。
広告幕（つり下げを含む。）	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1.2メートル以下であること。
広告旗	1 表示面積は2平方メートル以下であること。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
掛看板	表示面積は2平方メートル以下であること。
貼り紙、貼り札及び立看板	1 表示面積が、貼り紙又は貼り札にあつては1平方メートル以下、立看板にあつては縦の長さ（脚部を含む。）が1.8メートル以下で、かつ幅が0.6メートル以下であること。 2 道路上に突き出していないこと。

2 条例第8条第2項第2号の基準

1 個の表示面積は2平方メートル以下であること。

3 条例第8条第2項第5号の基準

自動車に表示される屋外広告物は、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示する屋外広告物以外のものを表示しないこと。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 乗用旅客自動車に表示される屋外広告物で、表示面積が、各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下のもの。

(2) 乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される屋外広告物で、表示面積が、車体底部を除く表面積の10分の3以下で、車体の窓及びドア等のガラス部分については表示しないもの。

4 条例第8条第2項第9号の基準

(1) 当該工事期間中に限り表示するものであること。

(2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

(3) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの平面積の20分の1以下であること。

5 条例第8条第3項第1号の基準

(1) 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は5平方メートル以下であること。

(2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は15平方メートル以下であること。

6 条例第8条第3項第3号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

7 条例第8条第6項の基準

表示面積は表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の投影面積

の 20 分の 1 以下で、かつ、0.5 平方メートル以下であること。

8 条例第 8 条第 7 項の基準

(1) 貼り紙又は貼り札にあつては表示面積が 1 平方メートル以下、
広告旗又は立看板にあつては縦の長さ（立看板にあつては脚部を含む。）が 1.8 メートル以下で、かつ、幅が 0.6 メートル以下であること。

(2) 広告旗にあつては、高さが 3 メートル以下であり、かつ、道路上に突き出していないこと。

(3) 貼り紙には表示の始期及び終期、貼り札、広告旗又は立看板には表示する者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

別表第 3（第 7 条関係）

1 条例第 8 条第 5 項第 1 号に係る許可の基準

自家広告の種類		基準
建築物利用 広告	屋上を利用 するもの	1 木造建築物を利用する場合 (1) 表示面積は 10 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは地上から 12 メートル以下であること。
		2 鉄筋コンクリート造り、鉄骨造り等の建築物を利用する場合 (1) 表示面積は壁面面積の 10 分の 1 以下であること。ただし、壁面面積の 10 分の 1 が 10 平方メートルに満たないときは、10 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは地上から軒高の 3 分の

		5 以下で、かつ、4 8 メートル以下であること。ただし、軒高の 3 分の 5 が 1 2 メートルに満たないときは、地上から 1 2 メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面を利用するもの	1 表示面積は、一面の壁面につきその壁面面積（開口部分を含む。）の 5 分の 1 以下で、かつ 1 0 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは軒高以下であること。 3 建築物の 3 階以上の階にある開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突き出すもの	1 表示面積は 6 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは壁面の高さ以下であること。 3 壁面からの突き出し幅は 1 . 2 メートル以下であること。 4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から 3 メートル以上、車道上にあつては路面から 4 . 5 メートル以上であること。
建築物から独立した広告		1 表示面積は 1 0 平方メートル以下であること。 2 上端の高さは地上から 1 0 メートル以下であること。 3 自己の住所、事業所等における設置個数は 4 個以下であること。

	4 下端の高さは、歩道上にあつては路面から 3メートル以上、車道上にあつては路面から 4. 5メートル以上であること。
広告旗	1 表示面積は2平方メートル以下であるこ と。 2 高さは3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
掛看板	表示面積は2平方メートル以下であること。
広告幕(つり下げを含む。)	長さが15メートル以下で、かつ、幅が1. 2メートル以下であること。

2 条例第8条第5項第2号に係る許可の基準

表示面積は10平方メートル以下であること。

3 条例第8条第5項第3号に係る許可の基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 広告宣伝用自動車を利用するもの

(2) 1以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの

4 条例第8条第5項第4号及び第5号に係る許可の基準

自家広告の種類		基準
建築物利用広告	屋上を利用するもの	1 木造建築物を利用する場合 (1) 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合

		(1) 表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の10分の1以下又は総表示面積10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8メートル以下であること。ただし、軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル以下であること。 3 壁面から突き出していないこと。
	壁面を利用するもの	1 総表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、軒高以下であること。 3 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部を塞いで表示し、又は設置しないこと。
	突き出すもの	1 総表示面積は、6平方メートル以下であること。 2 上端の高さが壁面の高さを超える場合は、超える部分の高さは壁面からの突出し幅以下であること。 3 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 4 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。
建築物から独立した広告		1 表示面積は、10平方メートル以下であ

		ること。 2 上端の高さは、地上から 10メートル以下であること。
バス停上屋利用広告		1 面の表示面積は、2 平方メートル以下であること。
広告幕（つり下げを含む。）		長さが 15メートル以下で、かつ、幅が 1.2メートル以下であること。
広告旗		1 表示面積は、2 平方メートル以下であること。 2 高さは、3メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
電柱、街灯柱 その他電柱に 類するものの 利用広告	袖付広告	1 縦の長さが 1.2メートル以下で、かつ、出幅が 0.6メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては路面から 3メートル以上、車道上にあつては路面から 4.5メートル以上であること。 3 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものにあつては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告	上端の高さが地上から 3.2メートル以下で、かつ、下端の高さが地上から 1.2メートル以上であること。
貼り紙、貼り札及び立看板		1 貼り紙又は貼り札にあつては表示面積は 1 平方メートル以下、立看板にあつては縦（脚部を含む。）1.8メートル以下及び横

	0. 6メートル以下であること。 2 同一の場所又は物件に並べて表示しないこと。 3 貼り札又は立て看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
置き看板	1 表示面積は、2平方メートル以下であること。 2 上端の高さは、2メートル以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。
アーチ利用広告	1 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の上端の高さは、歩道上にあっては路面から5.5メートル以下、車道上にあっては路面から7.5メートル以下であること。 2 広告物を掲出したアーチ（支柱部分を除く。）の下端の高さは、歩道上にあっては路面から3.5メートル以上、車道上にあっては路面から5メートル以上であること。 3 アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは地上から3メートル以下、その下端の高さは地上から1.2メートル以上であること。
標識利用広告	表示面積は、0.5平方メートル以下であること。

別表第4（第8条関係）

広告の種類	基準
-------	----

広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告（貼り紙及び貼り札を除く。）、標識利用広告、アーチ利用広告及び自動車利用広告	3 年以内であること。
掛看板	1 年以内であること。
広告幕（つり下げを含む）及びアドバルーン	3 月以内であること。
貼り紙、貼り札、広告旗及び立看板	1 月以内であること。

屋外広告物等許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、越谷市屋外広告物条例 第7条第1項 の規定
第8条第5項
により申請します。

種類・数量・規模並びに表示・設置の場所及び期間	種 類		数 量	
	規 模	(縦) (横) (面数) (合計面積) m× m× = m ²		
	表示・設置の場所	越谷市	表示・設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	住 所	氏 名	電 話	
工事施工者				
意匠設計者				
管 理 者				
	資格	越谷市特例屋外広告業届出済業者・屋外広告物等講習会修了者・屋外広告士・ その他 () 第 号		
道路占用許可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	手 数 料	円	
※ 受 付	※ 第 号 年 月 日 申請者 様 越谷市長 印 年 月 日付で申請のあった屋外広告物等の表示・設置については、 申請のとおり (許可する ・ 許可しない)。			
	許可の期間	※ 年 月 日から 年 月 日まで		
	許可の条件	※		

注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印の欄には記入しないこと。

第2号様式（第3条、第9条、第10条、第14条の5関係）

屋外広告物等点検報告書

年 月 日

越谷市長 宛

報告者 住所

氏名

電話

現在の許可番号	年 月 日付け 第 号				
表示・設置の場所					
設置数		点検年月日	年 月 日		
点検者	氏名				
	住所				
	電話番号				
	資格名称				
点検箇所	点検項目		異常の有無	改善の概要	
基礎部・ 上部構造	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1	鉄骨接合部（溶接部、プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2	鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落	有	無	
取付部	1	アンカーボルト、取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3	取付対象部（柱、壁、スラブ）、取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1	表示面板、切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3	周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1	附属部材の腐食、破損	有	無	
	2	避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3	その他点検した事項（ ）	有	無	

- 注1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載すること。
- 2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目が無い場合は、「異常の有無」欄に二重線を引くこと。
- 3 点検をした広告物又は掲出物件の状況を知り得る写真を添付すること。

屋外広告物等許可期間更新申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

越谷市屋外広告物条例第12条第3項の規定による許可の期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

表 示 ・ 設 置 の 場 所	越谷市			
種 類 ・ 数 量 及 び 規 模	種 類		数 量	
	規 模	(縦) m×	(横) m×	(面数) = (合計面積) m ²
更 新 し た い 許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
現在の許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
現在の許可の番号	年 月 日付け 第 号			
手 数 料	円			
※ 受 付	※ 第 号 年 月 日 申請者 様 越谷市長 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の許可の期間の更新につ いては、申請のとおり（ 許可する ・ 許可しない）。			
	許可の期間	※ 年 月 日から 年 月 日まで		
	許可の条件	※		

注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印の欄には記入しないこと。

屋外広告物等変更・改造許可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり屋外広告物等の変更・改造をしたいので、越谷市屋外広告物条例第13条第1項の規定により申請します。

現在の許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号			
許 可 の 期 間				
表示・設置の場所	越谷市			
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	住 所	氏 名	電 話	
工 事 施 工 者				
意 匠 設 計 者				
種 類 ・ 数 量 及 び 規 模	種 類		数 量	
	規 模	(縦) (横) (面数) (合計面積) m× m× = m ²		
手 数 料	円			
※ 受 付	※ 第 号 年 月 日 申請者 様 越谷市長 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の変更・改造については、 申請のとおり（ 許可する ・ 許可しない ）。			
	許可の条件	※		

注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印の欄には記入しないこと。

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

6センチメートル

屋外広告物等許可証

許可番号

第

号

許可期限

年

月

日

越谷市

4センチメートル

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

屋外広告物等許可印	
	
許可番号	第 号
許可期限	年 月 日
越 谷 市	

3.5センチメートル

屋 外 広 告 物 等 除 却 届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

次の屋外広告物等を除却したので、越谷市屋外広告物条例第19条第2項の規定により届け出ます。

種 類		数 量	
許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号		
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示・設置 の 場 所	越谷市		
除却の年月日	年 月 日		
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

第8号様式（第16条関係）

屋外廣告物等保管物件一覽簿

[illegible]

第9号様式（第17条関係）

屋 外 広 告 物 等 受 領 書

年 月 日

越谷市長 宛

返還を受けた者 住所
氏名
電話

下記のとおり屋外広告物・掲出物件・売却代金の返還を受けました。

返還を受けた日時	年 月 日 時		
返還を受けた場所			
返還を受けた屋外広告物又は掲出物件	整理番号		
	名称又は種類		
	数 量		
返還を受けた売却代金	円		
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 職・氏名 生年月日	
越谷市屋外広告物条例第27条第1項の規定に基づき、屋外広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、屋外広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	越谷市長 印

6センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

越谷市屋外広告物条例（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 1 1 号様式（第 1 9 条関係）

屋外広告物等管理者設置・廃止届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

次の屋外広告物等の管理者を置いた
廃した
ので越谷市屋外広告物条例第 2 9 条第 1 項の規定により届
け出ます。

許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
設置又は廃止 の 年 月 日	年 月 日	
表示・設置 の 場 所	越谷市	
管 理 者	住 所	
	氏 名	
	資 格	屋外広告業届出済業者・屋外広告物等講習会修了者・ 屋外広告士・その他（ ） 第 号
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。	

屋外広告物等表示・設置者（管理者）変更届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

表示・設置者
管 理 者
次のとおり、屋外広告物等の
2 項の規定により届け出ます。

に変更があったので、越谷市屋外広告物条例第 2 9 条第

許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
変更の年月日	年 月 日	
表示・設置 の 場 所	越谷市	
新表示・設置者 新 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	資 格	屋外広告業届出済業者・屋外広告物等講習会修了者・ 屋外広告士・その他（ ） 第 号
旧表示・設置者 旧 管 理 者	住 所	
	氏 名	
※ 受 付	注 1 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。	

第 1 3 号様式（第 1 9 条関係）

屋外広告物等表示・設置者（管理者）
氏 名 ・ 名 称 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

表示・設置者
管 理 者
次のとおり、屋外広告物等 の氏名・名称・住所を変更したので、越谷市屋外広告物条

例第 2 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更の年月日	年 月 日
表示・設置 の 場 所	越谷市
新 氏 名	
旧 氏 名	
新 住 所	
旧 住 所	
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。

屋 外 広 告 物 等 滅 失 届

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

次の屋外広告物等が滅失したので、越谷市屋外広告物条例第29条第4項の規定により届け出ます。

種 類		数 量	
許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日付け 第 号		
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
表示・設置 の 場 所	越谷市		
滅失の年月日			
滅失の理由			
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

第 1 5 号様式（第 2 1 条関係）

（表）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

屋外広告業の登録を受けたいので、越谷市屋外広告物条例第 3 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	登 録 番 号	越谷市屋外広告業第 号
	更新	登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名			
住 所	〒 電話番号		
法人である場合の役員	職 名		氏 名
未成年者である場合の 法定代理人の氏名及び 住所(法定代理人が法人 である場合にあっては、 その名称及び代表者の 氏名並びに主たる事務 所の所在地)	フリガナ 氏 名		
	住 所	〒 電話番号	
法定代理人が法人であ る場合の役員の職名及 び氏名	職 名		氏 名
※ 受 付	注 1 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の 氏名を記載すること。 2 登録の種類のカラムについては、該当する項目を○で囲むこと。 3 新規登録の場合、登録番号・登録年月日のカラムは記入しないこと。 4 ※印のカラムには記入しないこと。		

(裏)

本市の区域を営業区域とする営業所	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	
	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	
	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	

（申請（届出）者本人用）

誓 約 書

私
当法人 は、越谷市屋外広告物条例第35条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

越谷市長

申請者 住所

氏名

第 17 号様式（第 22 条、第 25 条関係）

（法人役員用）

誓 約 書

私は、越谷市屋外広告物条例第 35 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

越谷市長

申請者

主たる事務所の住所

名称

誓約者

職名

住所

氏名

（法定代理人用）

誓 約 書

私
当法人は、越谷市屋外広告物条例第35条第1項第5号に該当しない者である
ことを誓約します。

年 月 日

越谷市長

法定代理人

住所

氏名

法定代理人が法人である場合の役員

職名

住所

氏名

第19号様式（第23条関係）

（表）

屋 外 広 告 業 者 登 録 簿

登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
		初回登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 〔 法人にあっては 名称、代表者の氏名 〕		年 月 日変更	
住 所 〔 法人にあっては主たる 事務所の所在地 〕	〒	年 月 日変更	
	電話番号	電話番号	
法人である場合の役員の職名及び氏名			
職 名		氏 名	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所			
フリガナ 氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		
法定代理人が法人である場合は、その役員の職名及び氏名			
職 名		氏 名	

(裏)

営業所	名 称			
	所在地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
		住 所	〒 電話番号	
		業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他（ ）	
営業所	名 称			
	所在地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
		住 所	〒 電話番号	
		業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他（ ）	
営業所	名 称			
	所在地	〒 電話番号		
	業務主任者	氏 名		
		住 所	〒 電話番号	
		業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他（ ）	

第 2 0 号様式（第 2 4 条関係）

第 号
年 月 日

屋 外 広 告 業 登 録 通 知 書

様

越谷市長 印

次のとおり屋外広告業の登録をしたので、越谷市屋外広告物条例第 3 4 条第 2 項の規定により通知します。

登 録 年 月 日	年 月 日
有効期間満了年月日	年 月 日
登 録 番 号	越谷市屋外広告業第 号
備 考	

第 2 1 号様式（第 2 5 条関係）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

屋外広告業の登録事項に変更があったので、越谷市屋外広告物条例第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	越谷市屋外広告業第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名			
住 所	〒 電話番号		
変 更 事 項	変更前	変更後	変更年月日
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

第 2 2 号様式（第 2 6 条関係）

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

屋外広告業を廃止したので、越谷市屋外広告物条例第 3 8 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	越谷市屋外広告業第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名	
住 所	〒 電話番号
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 2 及び 3 以外の理由による解散 5 市内における屋外広告業の廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人又は代表役員
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 届出の理由の欄及び屋外広告業者と届出者との関係の欄については、該当する番号を○で囲むこと。 3 ※印の欄には記入しないこと。

屋外広告物等講習会受講申込書

年 月 日

越谷市長 宛

写 真

申込者 住所
氏名
電話

屋外広告物等講習会を受けたいので、越谷市屋外広告物条例施行規則第 2 7 条第 3 項の規定により申し込みます。

勤 務 先	名 称	電 話	
	所在地		
講習科目の一部（屋外広告物等の施工に関する事項）の受講の免除の申請の有無			有 ・ 無
講習科目の一部が 免除される資格	資 格 名		
	資 格 番 号	第	号
	取得年月日	年	月 日
※ 受 付	注 1 写真欄には、申請日前 6 月以内に無帽かつ無背景で正面から上半身を撮影した縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルの写真を張り付けること。 2 講習科目の一部免除の申請については、有・無のいずれかを○で囲むこと。また、有の場合は講習科目の免除資格の欄に必要事項を記載すること。 3 ※印の欄には記入しないこと。		

第 2 4 号様式（第 2 7 条関係）

屋外広告物等講習会受講票

第 号

受 講 者 の 氏 名	
講 習 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
会 場	
講 習 事 項	1 法令、表示の方法及び施工 2 法令及び表示の方法
一部免除の資格名	
受講申込みの年月日	年 月 日

年 月 日

越谷市長 印

注意事項

- 1 受講者は、この受講票を当日受付に提示してください。
- 2 この受講票は、最終日の講習終了後係員に渡してください。

第25号様式（第27条関係）

第 号

屋外広告物等講習会修了証書

住 所

氏 名

上記の者は、越谷市屋外広告物条例第40条第1項の規定による講習会を修了したことを証します。

年 月 日

越谷市長

印

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

越谷市長 宛

写 真

申請者 住所
氏名
電話

越谷市屋外広告物条例第41条第1項第5号の規定による認定を受けたいので、越谷市屋外広告物条例施行規則第28条第2項の規定により申請します。

勤務先	名 称		
	所在地		
	電 話		
営業所における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する責任者としての経験年数			年
※ 受 付	注 1 写真欄には、申請日前6月以内に無帽かつ無背景で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を張り付けること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

第 号

業 務 主 任 者 資 格 認 定 証

住 所

氏 名

上記の者は、越谷市屋外広告物条例第41条第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定します。

年 月 日

越谷市長 印

第28号様式（第29条関係）

屋 外 広 告 業 者 登 録 票		25 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
氏名又は名称		
法人の代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日		
営業所名		
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

← 30センチメートル以上 →

第 2 9 号様式（第 3 1 条関係）

（表）

特 例 屋 外 広 告 業 届 出 書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所
氏名
電話

越谷市屋外広告物条例第 4 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

※ 登 録 番 号	越谷市特例屋外広告業第 号	
※ 登録年月日	年 月 日	
フリガナ 氏 名		
住 所	〒 電話番号	
埼玉県における 登 録 番 号 等	登録番号	登録年月日
※ 受 付	注 1 申請者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。	

(裏)

本市の区域を営業区域とする営業所	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	
	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	
	営業所	名 称			
		所在地	〒 電話番号		
		業務主任者	氏 名		
			住 所	〒 電話番号	
			業務主任者の資格	1 登録試験機関が行う試験に合格した者・屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 ()	

第 3 0 号様式（第 3 1 条関係）

第 号
年 月 日

特 例 屋 外 広 告 業 登 録 通 知 書

様

越谷市長 印

年 月 日付けで提出された特例屋外広告業届出書の内容を屋
外広告業登録簿に記載しましたので、通知します。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	越谷市特例屋外広告業第 号

第31号様式（第32条関係）

特例屋外広告業変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

越谷市屋外広告物条例第45条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	越谷市特例屋外広告業第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名			
住 所	〒 電話番号		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。		

第 3 2 号様式（第 3 3 条関係）

特 例 屋 外 広 告 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

越谷市屋外広告物条例第 4 5 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	越谷市特例屋外広告業第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名	
住 所	〒 電話番号
廃止年月日	年 月 日
※ 受 付	注 1 法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印の欄には記入しないこと。

第 3 3 号様式（第 3 5 条関係）

屋 外 広 告 業 者 監 督 処 分 簿

処分を受けた屋外広告業者に関する事項	登録番号		第 号	
	フリガナ 氏 名			
	住 所		〒 電話番号	
	越谷市の区域を営業区域とする営業所について	名称		
		所在地	〒 電話番号	
処 分 に 関 する 事 項	処分年月日			
	根拠条文			
	処分の内容			
	処分の期間			
	処分の原因となった事実			
	罰則等の適用状況			
	備 考			

(表)

第		号	
身 分 証 明 書			
所 属			
職・氏名			
生年月日			
越谷市屋外広告物条例第47条第1項の規定に基づき、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日		越谷市長 印	

6センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

越谷市屋外広告物条例（抄）

（報告及び検査）

第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第1号様式（第3条、第6条関係）

第2号様式（第3条、第9条、第10条、第14条の5関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第10条関係）

第5号様式（第12条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第15条関係）

第8号様式（第16条関係）

第9号様式（第17条関係）

第10号様式（第18条関係）

第11号様式（第19条関係）

第12号様式（第19条関係）

第13号様式（第19条関係）

第14号様式（第19条関係）

第15号様式（第21条関係）

第16号様式（第22条関係）

第17号様式（第22条、第25条関係）

第18号様式（第22条、第25条関係）

第19号様式（第23条関係）

第20号様式（第24条関係）

第21号様式（第25条関係）

第22号様式（第26条関係）

第23号様式（第27条関係）

第24号様式（第27条関係）

第25号様式（第27条関係）

第26号様式（第28条関係）

第27号様式（第28条関係）

第 2 8 号様式 (第 2 9 条関係)

第 2 9 号様式 (第 3 1 条関係)

第 3 0 号様式 (第 3 1 条関係)

第 3 1 号様式 (第 3 2 条関係)

第 3 2 号様式 (第 3 3 条関係)

第 3 3 号様式 (第 3 5 条関係)

第 3 4 号様式 (第 3 6 条関係)